

平成28年定例第3回市議会会議録(第1日)

平成28年9月2日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥 菌	由美子	10番	瀬 口	健
2番	吉 原	政 宏	11番	川 口	正 宏
3番	徳 永	重 遠	12番	壇	康 夫
4番	末 吉	達二郎	13番	中 尾	眞智子
5番	古 賀	義 教	14番	中 島	一 博
6番	前 原	武 美	15番	坂 口	孝 文
7番	野 田	力	16番	宮 本	五 市
9番	荒 卷	隆 伸	17番	牛 嶋	利 三

2. 不応招議員は次のとおりである。

8番 上津原 博

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梅津俊朗	係長	堤和美
次長	田中裕樹	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長職務代理者	高野道生	企画財政課長	坂田良二
教育長	長岡廣通	企画財政課 財政係長	大坪康春
監査委員	平井常雄	福祉事務所長	坂口浩二
総務部長	馬場洋輝	子ども子育て課長	築地原良太
保健福祉部長	加藤康志	環境衛生課長	松尾和久
市民部長 兼市民課長	本荘安政	農林水産課長	木村勝幸
環境経済部長	富重巧齐	商工観光課長	松尾博
建設都市部長	松尾正春	上下水道課長	木下康彦
教育部長	大津一義	学校教育課長	加藤武美
消防長	北嶋俊治	健康づくり課長	四牟田正雄
総務課長	西山俊英	健康づくり課長補佐 兼医療係長	田中聡美

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 議案一括上程
- (5) 提案理由説明
- (6) 報告第5号 平成27年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- (7) 報告第6号 平成27年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告について
- (8) 報告第7号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について
- (9) 承認第4号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定）
- (10) 認定第1号 平成27年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (11) 認定第2号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (12) 認定第3号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第4号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 認定第5号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (15) 認定第6号 平成27年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (16) 認定第7号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (17) 認定第8号 平成27年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (18) 認定第9号 平成27年度みやま市水道事業会計決算の認定について
- (19) 議案第38号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

- (20) 議案第39号 財産の取得について
- (21) 議案第40号 平成27年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について
- (22) 議案第41号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第2号）
- (23) 議案第42号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

午前9時31分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまより平成28年第3回みやま市議会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、8番上津原博君におかれましては、本日、欠席届が提出をされております。これを許可しておりますので、御承知おきをお願いいたしたいと思っております。

日程第1 会期の決定について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。中島議会運営委員会委員長、お願いいたします。

○議会運営委員長（中島一博君）（登壇）

皆さん、おはようございます。議会運営委員会委員長報告を申し上げます。

平成28年第3回定例会の運営につきまして、8月23日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、報告3件、承認1件、認定9件、議案5件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日9月2日から9月21日までの20日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照方お願い申し上げます。

第4に、審議方法について以下申し上げます。

承認第4号につきましては即決といたします。

認定第1号から認定第9号までの9件につきましては決算審査特別委員会付託といたします。

議案第38号から議案第40号までの3件につきましては各常任委員会付託といたします。

議案第41号から議案第42号までの2件につきましては全体審議といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月21日までの20日間と決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、12番壇康夫君、13番中尾眞智子君、兩名を指名いたします。

日程第3 監査報告について（例月出納検査）

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めてまいります。平井監査委員、お願いいたします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

皆さん、改めておはようございます。それでは、例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告を申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成28年4月分を5月30日、5月分を6月27日、6月分を7月26日に実施をいたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在におけるところの各

会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑、書類、その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項、指摘事項も認められず、全て適正に処理をされておりました。

ただし、今回につきまして、6月分の出納検査におきまして、現金の取り扱い、保管につきまして、預金、有価証券、その運用につきましては、最も確実な、かつ有利な方法によって行われているかということを対象にいたしましたわけですが、6月の月中におきまして、わずか9日間で有価証券、いわゆる国債でございますが、この運用によりまして107,740千円の収益、いわゆる売却益を得ていることにつきましては、高く評価すべきであると思っております。

このことにつきましては、日銀のマイナス金利導入等によります、そのほかいろいろございますが、市場の金利が低下をいたしまして、価格が上昇したことによるものというように思っております。

以上でございます。終わります。

日程第4 議案一括上程

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．議案の一括上程を行います。

報告第5号から第7号までの3件、承認第4号の1件、認定第1号から第9号までの9件、議案第38号から第42号までの5件を一括議題といたします。

日程第5 提案理由説明

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．提案理由の説明を求めてまいります。みやま市長職務代理者みやま市副市長高野道生君、お願いいたします。

○市長職務代理者（高野道生君）（登壇）

皆さんおはようございます。市長職務代理者として提案理由を申し上げます前に、一言おわびとお願いを申し上げます。

御承知のとおり、市長は頸椎症治療によりまして公務復帰まで、もう少し時間を要します。そこで、この間、職務代理者として代理を務めることになり、責任の重大さを感じているところであります。

議員各位の御指導と御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、提案理由を説明申し上げます。

本日、ここに平成28年第3回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、本議会に御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をいただきます案件は、お手元に配付しております報告第5号 平成27年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてから、議案第42号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの18件でございます。

まず、報告第5号 平成27年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定によりまして、平成27年度決算に基づきます健全化判断比率と資金不足比率について報告するものでございます。

財政の健全度をあらわします4つの指標につきましては、国が示しております早期健全化の基準を大きく下回るなど、健全な状況でございます。

次に、報告第6号 平成27年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告につきましては、平成27年度決算に係る貸借対照表など財務4表を報告するものでございます。

これは、平成18年度総務省の地方行革新指針に基づき、平成20年度決算から毎年議会に報告するものでございます。

貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表を、財務情報の開示資料として総務省の示す方式により作成いたしております。

次に、報告第7号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成27年度の経営状況を議会に報告するものでございます。

次に、承認第4号 専決処分の承認につきましては、国の法改正に伴い、みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、認定第1号 平成27年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定

第9号 平成27年度みやま市水道事業会計決算の認定についてまでの9件につきましては、地方自治法第233条の規定により、平成27年度決算の認定をお願いするものでございます。

次に、議案第38号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定につきましては、下水道使用料等の算定方法につきまして所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第39号 財産の取得につきましては、みやま市消防本部及び南部出張所、並びに山川南部第1分団の消防車両の更新のため、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第40号 平成27年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分につきましては、決算において生じた利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第41号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第2号）及び議案第42号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、平成28年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、仮称ではありますが、総合市民センターの基本計画を策定するための経費を初め、みやま柳川インターチェンジ周辺における企業団地の造成に向けた地質調査費などを追加いたしております。

また、特別会計予算は、介護保険事業の返還金などを計上いたしております。

なお、各議案等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。どうぞ御審議の上、可決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

日程第6 報告第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．報告第5号 平成27年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、説明を求めてまいります。馬場総務部長、お願いします。

○総務部長（馬場洋輝君）（登壇）

改めまして、おはようございます。報告第5号 平成27年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる健全化法第3

条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率と資金不足比率を議会に報告するものでございます。

健全化判断比率の4つの指標につきましては、健全化判断比率報告書の表中、上段の数値が本市の平成27年度決算数値、括弧書きの数値が早期健全化基準に示しております健全化法の規定により、括弧書きの基準を超えますと、財政健全化計画の策定などが義務づけられます。

まず、実質赤字比率は、普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、決算が黒字の場合は、この比率がありません。本市の平成27年度普通会計の決算は745,745千円の黒字で、実質赤字比率は該当はございません。

次に、連結実質赤字比率は、上下水道など全会計を対象とした連結の実質赤字額の標準財政規模に対する比率を言います。本市の平成27年度決算における全ての会計の収支は1,720,496千円の黒字となっております。連結実質赤字比率も該当はございません。

また、実質公債費比率は、債務負担行為などを含みます実質的な公債費決算額の標準財政規模に対する比率を言います。平成27年度は前年度より0.9ポイント改善し、5.6%となっております。

次に、将来負担比率は、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を言います。本市の平成27年度決算は、将来負担すべき負債の合計に対して、基金や今後、地方交付税に算入される額の合計額が上回っており、将来負担比率は算定されておられません。

続いて、次のページの地方公営企業に係る資金不足比率について御説明いたします。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率を言います。平成27年度の決算は、水道事業から生活排水処理事業まで全て黒字となっており、資金不足が生じた会計はなく、資金不足比率は該当はございません。

本市の平成27年度決算は、いずれの指標も早期健全化の基準を大きく下回っており、健全な数値となっております。また、健全化法の規定により監査委員の監査に付しておりますので、申し添えます。

以上、報告第5号 平成27年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで監査委員の審査意見を求めてまいります。平井監査委員、お願いします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、平成27年度のみやま市の財政健全化、公営企業会計経営健全化及び水道事業会計経営健全化審査の意見を申し上げます。

審査につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率と、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼といたしまして、平成28年7月29日に実施し、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、早期健全化基準を下回っており、いずれも良好な状態でございます。また、資金不足比率につきましても経営健全化基準を下回っており、良好な状態でございます。詳細につきましては、別紙意見書を御高覧願いたいと思います。

今後も早期健全化基準及び経営健全化基準を超えることがないように、財政の健全化に向けて努力をしていただくことを期待いたしまして、簡単でございますが、平成27年度の審査意見とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第5号 平成27年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第7 報告第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 報告第6号 平成27年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告について、説明を求めてまいります。馬場総務部長、お願いします。

○総務部長（馬場洋輝君）（登壇）

報告第6号 平成27年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動

計算書及び資金収支計算書の報告について御説明いたします。

本件につきましては、平成18年度総務省の地方行革新指針に基づき、平成27年度決算による財務4表を作成いたしましたので、議会に報告するものでございます。

作成に当たりましては、総務省方式改訂モデルと呼ばれる方式により、昭和44年度以降の地方財政状況調査のデータを活用して作成いたしております。また、一般会計を中心とした普通会計ベースと、特別会計や地方公営企業、一部事務組合などを含めた連結ベースの2種類から成っております。

それでは、1ページ、普通会計ベースの貸借対照表から概要を御説明いたします。

なお、決算の数値は、端数を切り捨て、万円単位で申し上げます。

貸借対照表は、本市が住民サービスを提供するために保有している財産と、その財産をどのような財源で調達してきたかをあらわす一覧表となります。

資産の部、負債の部及び純資産の部から構成されますが、普通会計の資産合計は70,853,590千円、統合小学校の建設費が影響するなどして、前年度と比較すると2.2%の増となっております。

次に、地方債などの負債は19,046,110千円で、前年度と比較すると5.7%増加いたしております。また、民間企業の資本に当たる純資産は51,807,470千円、前年度比較0.9%の増となっております。

次に3ページ、行政コスト計算書でございます。

行政コスト計算書は、資産の形成を除いた行政サービスに係る経費と、その行政サービスの直接の対価として得られた財源を比較させた表となります。

資産形成に結びつかない1年間の行政サービスのために要した経費の経常行政コストは、人件費や補助金等がふえて、前年度比較プラス12.7%の16,252,000千円となっております。

一方、使用料など行政サービス提供の過程で得られた受益者負担金の経常収益は、前年度比較4.6%減の461,840千円となっております。

さらに、経常行政コストと経常収益との差し引きであらわす純経常行政コストは、地方税や地方交付税といった一般財源などで賄わなければならないコストをあらわし、15,790,150千円で、前年度と比較すると13.3%増加しております。

続きまして4ページ、純資産変動計算書でございます。

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている数値が1年間でどのよう

に変動したかをあらわす計算書となります。期末純資産残高は51,807,470千円で、前年度より475,400千円増加いたしております。また、マイナスで表示されていますその他一般財源等は、翌年度以降に拘束される一般財源の額を示しております。5,055,970千円となり、158,110千円減少いたしております。

次に5ページ、資金収支計算書について御説明いたします。

資金収支計算書は、1会計年度における資金の動きを示す表となります。

経常的収支の部は、日常の行政活動を行う資金収支の状況を示しております。経常的収支は2,840,240千円の黒字となり、公共投資や地方債償還などに充当されたこととなります。

次に公共資産整備収支の部は、公共事業に伴う資金の使途とその財源の状況を示しております。1,087,020千円の赤字となり、経常収支で賄われたことを意味しております。

また、投資・財務的収支の部には、投資活動や借金の返済による資金の出入りの状況を示しておりますが、1,939,020千円の赤字となり、公共資産整備収支と同様に、経常収支で賄われたこととなります。

これまで普通会計の財務4表の概要を御説明いたしましたが、この普通会計に加え、特別会計や公営企業会計、また現時点で連結可能な一部事務組合など関係団体を含めたものが連結財務4表となります。

なお、参考として財務4表の解説資料を添付いたしておりますので、御参照いただければと存じます。

以上、報告第6号 平成27年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告につきまして、説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第6号 平成27年度みやま市決算に係る貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の報告についてを終わります。

日程第8 報告第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．報告第7号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について、説明を求めてまいります。富重環境経済部長、お願いします。

○環境経済部長（富重巧齊君）（登壇）

改めまして、おはようございます。報告第7号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告について御説明申し上げます。

本件につきましては、道の駅みやまの指定管理者であります株式会社道の駅みやまの経営状況を、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

道の駅みやまは、平成23年3月の開駅以来、5年が経過いたしました。この間、道路や地域の観光等に関する情報の提供、休憩施設の提供、地域の農水産物や商工品等の販売などを行い、市民や道路利用者等へのサービスの提供はもちろん、地域振興や農業の振興にも寄与いたしております。

主な事業といたしましては、特産品直売所がまだしもんにおいて、新鮮で安心・安全な農産物を販売するとともに、テレビやラジオなどのマスコミを利用した本市の知名度アップにも努めております。

それでは、まず1ページをごらんください。

平成27年度事業報告書及び平成28年度事業計画書の中ほどより、直売所の販売状況等が記載されております。

平成27年度の購入客数は、アの販売受託品が52万4,000人、イの仕入商品が6万2,000人、ウの販売合計が58万6,000人となっております。販売金額につきましては、アの販売受託品が788,000千円、イの仕入商品が92,000千円、ウの販売合計が880,000千円で、前年度と比較して11.2%の増となっております。

また、平成28年度は、ウの販売合計で、購入客数を61万6,000人、5.1%の増を、販売金額は942,000千円、7%の増を予定されております。

続きまして、具体的なイベントや運営に関する事項が2ページ、3ページに記載されております。

2ページの中ほど、4．その他の①のイにあります問題の解決を図るため、平成27年度に直売所の拡張工事を実施いたしました。これまで通路が狭いことなどにより土曜、日曜、祭日の店内は大変混雑しておりましたが、拡張工事により店内の通路を広げることができ、混雑を解消することができました。

4 ページ以降には、平成27年度決算及び平成28年度予算の詳細が記載されております。

平成27年度の税引き後の当期純利益は、6 ページの損益計算書の一番下に記載されておりますとおり、30,630千円となっております。

道の駅みやまは開駅以来、販売金額、購入客数とも順調に推移しており、平成27年度は本市に対して15,000千円を寄附されております。この寄附金につきましては、昨年同様、農林水産業振興基金に積み立てております。

また、平成28年度につきましては、9 ページの一番下に記載されておりますとおり、税引前当期利益で46,000千円を見込んでおります。

以上、報告第7号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告につきまして説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

平成27年度、平成28年度の社員さんとか契約社員さん、こういった方たちの増減があつておるわけですが、こういったところの人事関係、これはどういうところで決定されているのかというのと、出荷組合さんの現在の人数とか、どこか書いてあつてはつかね。ちょっとよくわからんやつたけんが、この2点について、ちょっとお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

木村農林水産課長。

○農林水産課長（木村勝幸君）

まず最初の、従業員の人事の件でございますが、こちらにつきましては、株式会社道の駅みやまの役員会等の中で決定をされているところでございます。

ごらんのとおり、2人増員されております。今日まで順調に経営のほう推移しているところ、それから、お客さんが非常に多くなっているところ、正社員さんを2人増、契約社員を1減、それからパート社員を1人増ということで、これは人材育成というところもございまして、契約社員さんを2人、正規の社員さんに引き上げられたというふうな議論がされているということをお伺いしております。

それから、2点目の出荷組合の数ですが、ちょっと資料を手元に持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせをしたいというふうに思います。今回の報告書の中には、組合員の数

等は掲載をしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

また後で、そしたら、よろしく願います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

報告第7号 株式会社道の駅みやまの経営状況の報告についてを終わります。

日程第9 承認第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 承認第4号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定）について、提案理由の説明を求めます。加藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤康志君）（登壇）

改めまして、おはようございます。それでは、承認第4号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第3号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年7月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本件は、児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令が本年7月1日に公布され、同年8月1日から施行されたことに伴い、みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例につきまして、所要の改正を行ったものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、質疑を行ってまいります。質疑はありませんか。4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

教えてください。ひとり親家庭というのは、だんだんふえていきよりますけど、これ、支給の額を増すのか、それとも、どういう内容かということで、簡単で結構です。

○議長（牛嶋利三君）

加藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤康志君）

ひとり親家庭医療費につきましては、最初に初診料等につきましては負担していただくわけでございますけれども、あとの医療費等につきましては、子ども医療費と同じで、公費で負担するということになっております。

ひとり親家庭につきましては、県の制度となっておりますので、それについて補助金等もございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

ということは、厚くなったのか、薄くなったのかというところを聞きたかったんですけど、そこは厚くなったという理解でよろしいですか。

○議長（牛嶋利三君）

加藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤康志君）

大変申しわけありません。この医療費の支給に関する条例の改定と、この支給に関して給付が変わったわけではなくて、児童扶養手当法の施行令が変わりましたので、給付自体は変わってなくて、それに合わせて条例を変えて、施行令と同じように該当するようにしたということになりますので、給付自体が変わったわけではございません。申しわけありません。

（「はい、よかよか」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

単純な質問でございますが、これは条例の一部を改正する条例ということでございますので、この中に、現行が施行令第2条の4第5項に規定する額という、施行令第2条の4第5項、これが施行令第2条の4第8項に変わっておるわけですね。それと、その中に何らかがあるけんが、この追加があったと思うんですが、この追加されたのは、今回の条例の一部を改正する条例、改正するに値せんということでしょうかね。ちょっと説明がようわからんかな。

施行令第2条の4の第5項が、要するに4の第8項に変わっておると。その間に何か入っておらんかと、もちろん入っておるだろうと思いますが、それは今度の条例改正には関係なかでしょうか。それをお尋ねします。

○議長（牛嶋利三君）

四牟田健康づくり課長。

○健康づくり課長（四牟田正雄君）

健康づくり課長の四牟田でございます。

まず、結論から申し上げます。施行令で改正、この3項を追加されておりますが、それは直接には関係ありません。

改正の内容も。（「関係なかなら関係なかで」と呼ぶ者あり）で、いいですか。

これが改正は、ちょっと長くなります。簡単に申し上げますと、今回、児童扶養手当法の中で、2人目以上の、加算額と申しますが、それが今まで、2人目が5千円、3人目以降は3千円と定額だったのが、今度の8月1日から、第2子以降の加算が10千円に、第3子以降に係る加算額が3千円が6千円に改正されております。それに伴いまして、児童扶養手当法施行令におきまして、新たに加算額の支給制限にかかわる規定を追加して、全部または一部を支給しないように改正されております。それが具体的に、児童扶養手当法施行令の中で、現行の第3から5を第6から8にされて、新たに第2項の次に3項から5項をつけ加えてありますので、その分、項がずれております。それで、このような改正を行ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

わかったようでわからんのですが、これはまた、長うなっつとでしょう。（「そうです」と呼ぶ者あり）ですね。はい、もうここで時間を余り費やしたくございませんので、後で資料ば、ちょっとお伺いしますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第4号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。承認第4号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第4号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認について（専決第3号 みやま市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定）は、承認す

ることと決定をいたしました。

日程第10～第18 認定第1号～認定第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 認定第1号 平成27年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第18. 認定第9号 平成27年度みやま市水道事業会計決算の認定についてまでの9件につきまして、提案理由の説明を求めてまいります。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

おはようございます。それでは、認定第1号から認定第8号まで、平成27年度みやま市一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、決算数値、並びに主要な施策の成果の概要を一括して御説明申し上げます。

資料は、主要な施策の成果説明書をもとに申し上げます。また、決算の数値につきましては、端数を切り捨てまして、万円単位で申し上げますので、よろしくお願ひいたします。少々長くなりますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

まず、認定第1号 平成27年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書の4ページをお願い申し上げます。4ページの上段でございます。

1、決算の規模・収支の状況でございますけれども、平成27年度みやま市一般会計の歳入決算額は20,708,020千円、歳出決算額は19,905,630千円となり、歳入歳出差し引き額は802,380千円でございます。これから翌年度に繰り越すべき財源56,730千円を差し引いた実質収支は、745,650千円の黒字となっております。

歳入歳出決算額を前年度と比較いたしますと、歳入決算額はプラス13.9%、歳出決算額はプラス15.8%とそれぞれ増額となっております、過去最大の規模でございます。

それでは、まず歳入決算額の概要について御説明いたします。

成果説明書4ページの下の方をごらんいただきたいと思ひます。表の平成27年度決算額及び比較欄を中心に御説明申し上げます。

まず、1款. 市税の決算額でございます。3,491,360千円、前年度比較0.7%の増となっております。市民税が個人、法人とも減少いたしましたけれども、固定資産税の償却資産につきまして、総務大臣、知事配分の増加がありましたこと、また病院設備の新設分などで20.2%増と伸びたことなどから、全体としまして微増となっております。

次に、2款. 地方譲与税から11款. 交通安全対策特別交付金まででございます。国、県から、それぞれの制度に基づき交付されておりますけれども、このうち消費税率の8%への引き上げが平年度化いたしましたことから、6款. 地方消費税交付金が前年度比較307,540千円の増、プラス74.9%増と大きく伸びているのが特徴となっております。

また、10款. 地方交付税の決算額でございます。6,447,530千円でございます。歳入全体の31.1%を占めております。前年度と比較いたしますと0.4%マイナスとなりますけれども、これは普通交付税の算定におきまして基準財政収入額がふえたことなどから、普通交付税が50,360千円の減、率にいたしましてマイナス0.9%となったことによるものでございます。

続きまして、12款. 分担金及び負担金でございます。決算額201,460千円、前年度と比較いたしますと49,630千円の減、マイナス19.8%となっております。これは、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、平成27年度に保育料を引き下げたことによるものでございます。

また、14款. 国庫支出金でございます。決算額2,899,230千円、前年度と比較いたしますと553,080千円の増、プラス23.6%となっております。これは、桜舞館小学校の建設に伴います国の負担金、補助金が大きかったこと、また子ども・子育て支援新制度の導入によりまして民生費の国庫負担金が伸びたことが主な要因でございます。

次に、15款. 県支出金は2,169,910千円の決算額となっております。前年度比較782,380千円の増、56.4%の増でございます。これは、JA南筑後のミカン選果場整備に対します補助金、また農地中間管理機構を活用した農地の集積化等に対する補助金が大きかったことによるものでございます。

次に、16款. 財産収入でございます。決算額80,500千円、前年度比較13.7%の減となっておりますけれども、これは前年度に企業用地として下楠田用地の売り払い収入があったことによるものでございます。

続きまして、18款. 繰入金、250,050千円の決算額でございます。桜舞館小学校の建設費に充てますために教育振興基金を取り崩したものの、財源調整のための財政調整基金の取り崩しを行わなかったことから、前年度と比較いたしますと314,110千円の減となっております。

次に、20款. 諸収入の決算額でございます。245,480千円となり、前年度と比較いたしま

すと32,360千円、15.2%の増額でございます。これは、柳川みやま土木組合から県営農業水利施設保全対策事業への負担金があったことなどによるものでございます。

また、21款．市債、決算額は2,593,800千円でございます。前年度と比較いたしますと1,309,770千円の増、プラス102%と倍増となっておりますが、桜舞館小学校建設のための過疎対策事業債の増が起因をいたしております。

続きまして、歳出決算について概要を御説明申し上げます。成果説明書17ページをお願いいたします。成果説明書の17ページでございます。

表でお示しをしておりますけれども、目的別内訳によります決算の状況を見ますと、前年度と比較して増額となる科目が多くなっておりますけれども、このうち、まず2款．総務費、決算額2,061,320千円、前年度比較11,550千円の減、マイナス0.6%となっております。これは、前年度にコンビニ収納システム開発の委託があったこと、また減債基金の積立金が減ったことなどによるものでございます。

続きまして、3款．民生費、6,927,390千円の決算額でございます。前年度と比較いたしますと634,180千円の増、プラス10.1%と高い伸びとなっております。これは、子ども・子育て支援新制度によりまして保育所運営委託料が大きく伸びたこと、また瀬高保育園や太神保育園の改築による保育所施設整備費補助金が大きかったことなどによるものでございます。

4款．衛生費、決算額1,356,310千円、前年度比較174,170千円の増、プラス14.7%と、これも高い伸びとなっております。エネルギーの地産地消の取り組みに向けました市民サービスシステムの開発でありますとか、電力需給システムの開発委託料が大きかったこと、また、ごみの埋立処分場のかさ上げ工事を行ったことなどによるものでございます。

続きまして、6款．農林水産業費について御説明申し上げます。

農林水産業費の決算額は1,812,350千円、前年度と比較いたしますと769,570千円の増、率にしてプラス73.8%と、これも大きく伸びております。農地中間管理事業によります法人化支援でありますとか、ミカン選果場整備に対する強い農業づくり交付金などが大きかったことによりまして、また廣瀬堰改修など県営事業負担金が大きかったことによるものでございます。

次に、7款．商工費、決算額は309,100千円となっております。前年度比較57,500千円の増、プラス22.9%でございます。割り増し率を20%といたしましたプレミアム商品券への助成金でありますとか、ふるさと名物商品販売事業などによるものでございます。

続きまして、8款. 土木費、決算額1,236,180千円、前年度比較107,360千円の増、プラス9.5%となっております。上庄雨水ポンプ場の施設改修工事の増、また公共下水道事業の工事進捗を高めますために特別会計繰出金の増が主な要因でございます。

次に、9款. 消防費、決算額823,200千円となっております。前年度比較659,440千円の減、率にしてマイナス44.5%でございます。これは、前年度に消防新庁舎の建設が完成したことによるものでございます。

続きまして、10款. 教育費でございます。決算額3,625,810千円、前年度比較1,828,250千円の増、率にいたしますと101.7%と、これも倍増となっております。4つの小学校を統合いたしました桜舞館小学校の建設費によるものでございます。

次に、11款. 災害復旧費は決算額40,690千円、前年度比較31,770千円の増、率にしますとプラス356.1%となりますが、これは前年度に梅雨前線豪雨による災害復旧費が比較的少なかったことによるものでございます。

また、12款. 公債費は、決算額1,490,320千円、前年度比較218,850千円の減、率にしてマイナス12.8%となっております。前年度に、民間資金の一部繰り上げ償還を行っていたことなどによるものでございます。

以上、一般会計の決算状況を御説明いたしました。

引き続き、特別会計の決算状況について御説明いたします。

認定第2号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございます。

成果説明書252ページ、253ページをお願いいたします。

歳入決算額は6,786,090千円、歳出決算額6,640,200千円、歳入歳出差し引き額は145,880千円の黒字となっております。前年度と比較いたしますと、歳入決算額699,490千円の増、歳出決算額は728,860千円の増となっております。今年度から国保の財政の安定化を図ります共同安定化事業の対象が全ての医療費に拡大されました。このことから、歳入は7款の共同事業交付金、歳出は7款の共同事業拠出金の決算額が高い伸びとなっております。

歳入決算額のうち1款. 国民健康保険税は、決算額1,015,490千円、歳出決算額のうち2款. 保険給付費の決算額は4,053,020千円などでございます。

続きまして、認定第3号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

資料は266ページ、267ページをお願いいたします。

歳入決算額600,690千円、歳出決算額597,450千円、歳入歳出差し引き額は3,240千円の黒字となっております。前年度と比較いたしますと、歳入決算額は1,410千円、歳出決算額は2,300千円のそれぞれ減額となっております。広域連合納付金が微増となりましたものの、人件費など総務費が減少いたしまして、決算額は減額となっております。

次に、認定第4号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

成果説明書271ページ下の表から272ページでございます。271ページ下の表から272ページでございます。

まず、介護保険事業勘定の歳入決算額は4,757,380千円、前年度比較67,140千円の増、歳出決算額は4,708,980千円、前年度比較67,460千円の増となっております。また、歳入歳出差し引き額は48,400千円の黒字でございます。保険給付費の増加でありますとか、前年度精算によります返還金などによりまして、決算額は増額となっております。

次に、介護サービス事業勘定につきましてでございます。275ページに記載をいたしております。

275ページでございます。歳入決算額27,300千円、歳出決算額22,920千円、歳入歳出差し引き額は4,380千円の黒字となっております。

続きまして、認定第5号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

資料は278ページ、279ページに記載をいたしております。

歳入決算額は429,510千円、歳出決算額は413,500千円、翌年度繰り越し財源を除きます実質収支は7,010千円の黒字となっております。前年度と比較いたしますと歳入決算額は151,880千円の増、歳出決算額は144,060千円の増となっております。下水道建設費におきます管渠布設工事費の増などによりまして、決算額はそれぞれ増額となっております。

続きまして、認定第6号 平成27年度みやま市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

資料286、287ページに記載をいたしております。

歳入決算額は55,810千円、歳出決算額は53,210千円、歳入歳出差し引き額は2,600千円の黒字となっております。前年度と比較いたしますと歳入決算額7,760千円の減、歳出決算額7,570千円の減となっております。これは、前年度にマンホールポンプの補修工事を行って

いたことなどから、今年度は決算額は減額となっております。

次に、認定第7号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

資料は292ページ、293ページに記載をいたしております。

歳入決算額は454,040千円、歳出決算額は448,930千円、歳入歳出差し引き額は5,100千円の黒字となっております。前年度と比較いたしますと、歳入決算額36,680千円の増、歳出決算額36,600千円の増額となっております。浄化槽の設置工事が前年度の133基から今年度150基とふえております。また、管理いたします浄化槽の基数が年々ふえますことから、施設管理費も増額となっているものでございます。

最後でございます。認定第8号 平成27年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

成果説明書、一番最後の298ページに記載をいたしております。

今年度も用地取得の事業は行っておりませんので、歳入決算額の前年度繰越金のみ80千円でございます。歳入歳出差し引き額は80千円の黒字となっております。

以上、認定第1号から認定第8号まで平成27年度歳入歳出決算の認定について、概要の説明を終わります。少し駆け足になって申しわけございません。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、木下上下水道課長、お願いいたします。

○上下水道課長（木下康彦君）（登壇）

皆さん、おはようございます。それでは、認定第9号 平成27年度みやま市水道事業会計決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度みやま市水道事業会計決算書をごらんください。

なお、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万円単位で申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、決算書の15、16ページをごらんください。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きの金額で収益合計519,440千円、費用合計460,630千円でございます。前年度と比較して、収益では5,150千円、1%の減、費用では7,760千円、1.7%の減となっております。

次に、7ページをごらんください。

損益計算につきましては、経常利益60,820千円となり、特別損失2,010千円を合わせた当年度純利益は58,810千円となります。

前年度繰越利益剰余金はございませんが、前年度に積み立てをした減債積立金を取り崩し、未処分利益剰余金変動額56,200千円が発生し、当年度未処分利益剰余金は、全体として115,010千円となります。未処分利益剰余金変動額につきましては、後ほど御提案いたしますが、資本の安定のため資本金に組み入れたいと考えております。

次に、3ページ、4ページをごらんください。

資本的収入及び支出につきましては、消費税込みの金額で、収入89,610千円、支出267,310千円でございます。収支不足分177,690千円については、減債積立金、損益勘定留保資金等で補填しており、資金不足は生じておりません。

今後とも経費節減等、企業努力を重ねながら事業を推進し、清浄な水の安定供給に努めてまいります。

なお、監査委員からの綿密な審査をいただき、お手元に差し上げておりますような意見書をいただいている次第でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、続きまして、監査委員の審査意見を求めてまいります。平井監査委員、お願いします。

○監査委員（平井常雄君）（登壇）

それでは、決算審査意見を申し上げます。

平成27年度決算審査の対象は、みやま市一般会計歳入歳出決算から水道事業会計決算までの9会計でございます。決算規模といたしましては、一般会計が歳入決算額20,708,026,427円、歳出決算額が19,905,636,897円で、差し引き額といたしましては802,389,530円でございます。これは形式的収支でございます。

それから、国民健康保険事業等の特別会計の合計額の歳入決算額は13,110,941,343円、歳出決算額が12,885,226,955円で、形式的収支といたしまして差し引き額は225,714,388円となっております。

一般会計と特別会計の合計額の決算額は、歳入決算額が33,818,967,770円で、歳出決算額が32,790,863,852円で、形式的収支の差し引き額といたしましては1,028,103,918円となっており、一般会計、特別会計の全ての会計におきまして黒字決算となっておるところでございます。

また、水道事業会計の決算状況といたしましては、収益的収支につきまして、収益的収入が556,730,572円、収益的支出が483,558,117円、差し引き額といたしましては73,172,455円となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入が89,616,198円、資本的支出が267,315,729円で、収支差し引き額は177,699,531円の不足額が生じておりますが、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、それから減債積立金、それと損益勘定留保資金をもって補填されておるところでございます。

以上が平成27年度の決算規模でございますが、決算の概要につきましては、決算意見書に記載をいたしておりますので、御高覧をいただきたいと思っております。

審査は、水道事業会計を7月6日に、一般会計及び特別会計を7月7日から7月28日の間に実施をいたしました。

全ての課等について決算書及び成果説明書を中心に行いましたが、その中で申し上げてまいりました主なものを報告させていただきますと、まず一般会計及び特別会計について申し上げます。

1番目に、税等の徴収でございますが、市税の収入率は95.3%と良好な状態でございます。また、収入未済額につきましては、前年度と比較して6.5%減少しており、特に当年度はコンビニ納付の導入も行い、住民の納税意識の高揚が図られたものと思われまます。徴収事務につきましては、今後も税等の公平、公正を保つ意味からも、その実態と内容に検討を加えて、徴収率向上のために、特に誠意のない納税者に対しましては、法令の規定にのっとり、強い姿勢をもって徴収に当たられ、収入未済額の解消に向けて、なお一層の努力を望むものでございます。

2番目に、予算の流用及び充用でございますが、いずれも関係法令に基づいた適正な執行がなされてはおりますが、予算編成に当たりましては、より慎重を期されるよう望むものでございます。

3番目に、不用額についてでございますが、不用額は経費節減に伴うものも当然ございま

すが、大部分は執行残によるものでございまして、当初予算計上の仕方の見直しを行い、年度途中においては、著しく不用額が見込まれるものにつきましては減額補正を行うなど、財源の有効活用を図られるよう望むものでございます。

4番目に、国民健康保険事業特別会計でございますが、少子・高齢化や医療技術の高度化などによりまして医療費が増加傾向にあります。早期発見、早期治療による保険給付費の抑制を図るため、特定健康診査等の受診率向上の対策を講じられるよう望むものでございます。

次に、水道事業会計について申し上げます。

本年度も黒字決算でございますが、地方公営企業は独立採算による経営を求められることを念頭に置き、水道行政の充実及び水道事業の健全化のため、なお一層の努力と研究を望むものでございます。また、当年度は寒波の影響によって水道管の破損等がございましたが、今後も漏水調査により漏水箇所の修繕、また老朽管の布設がえと、計画的な改善を図られるよう望むものでございます。

以上、各会計について監査意見を申し上げましたが、今後も財政運営に当たりましては、効率的な予算執行と安定した財源の確保に努め、住民の福祉増進のため、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、なお一層の研さんを望むものでございます。

以上で決算審査意見の御報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ただいまから平成27年度の決算審査に入りますが、今後、15名で構成する決算審査特別委員会を設置し、審議することといたしておりますので、質疑については簡潔にお願いをいたします。

質疑は、認定第1号から認定第9号まで一括して行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までの9件は、15人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、15人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することと決定をいたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において、1番奥蘭由美子君、2番吉原政宏君、3番徳永重遠君、4番末吉達二郎君、5番古賀義教君、6番前原武美君、7番野田力君、8番上津原博君、9番荒巻隆伸君、10番瀬口健君、12番壇康夫君、13番中尾眞智子君、14番中島一博君、15番坂口孝文君、16番宮本五市君、以上の15名の諸君を指名いたします。

日程第19 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第38号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。松尾建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（松尾正春君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、議案第38号 みやま市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

下水道使用料金は、水道水を利用する者については水道使用水量を確認できることから、その使用水量を汚水量として認定し、料金を算定しております。

しかし、共用給水装置を設置する集合住宅で、各世帯の水道使用水量を確認できない場合において、当該集合住宅全体の水道使用水量と下水道汚水量の認定の方法に差異が生じております。

水道の使用料算定の際には、各世帯の使用水量が不明なことから、各世帯が均等に使用したとみなして、それぞれの世帯に基本水量と超過水量を認定し料金を算定するのに対し、下水道の使用料算定は、当該集合住宅全体を1件の使用者として基本水量を認定しております。基本水量を超える全てを超過水量として認定しているため、結果、水道料金の例により算定した場合と比較して高くなっております。

今後、共用給水装置を使用する集合住宅等の増加が見込まれる中、水道料金の算定と下水道料金の算定の整合性を図る必要があることから、条例を改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

ちょっと、これお尋ねしたいのが、アパート関係でしょうけど、集合住宅でしょうけど、これは一戸一戸の水道水の使用メーター云々というのは、全く、つけるとか、そういうのは予定はないわけですか。そうしないと、均等にと言われても、大世帯のアパートと1人しか住んでいないようなところと均等に割り振って、クレームがつかないのかなという懸念があると思いますけど、その辺どうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾建設都市部長。

○建設都市部長（松尾正春君）

基本的には、各世帯にメーターをつけてほしいと思っておりますが、アパートの場合、共有で1個だけのメーターというのが多いので、それぞれの使用水量がわかりませんので、今までは1件として考えて、基本水量から、その上については超過水量として計算しております。

基本的には、各戸メーターをつけていただきたいと思っておりますけれども、そういうところが余りというか、ないところがありますので、今までの条例のような形になって、下水道と水道の使用料金の差が出ている状態であります。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

今申し上げたのは、アパートのほうの建設のときの段階の話もあると思いますが、例えば、水道料が、多いところで10トン使ったと、少ないところで1トン、2トンしか使っていないと。これ、水道料もそうですけど、今度、排出する浄化槽料金も10倍とか20倍の差が出る可能性はあるわけですよ。そういうメーターをつけていれば、この排水も、その比率でできるわけでしょう。ある意味ね。例えば、集合住宅で50人槽とか30人槽をつけていたら、お年寄り1人のところと家族6人、7人おるようなところと料金が一緒というのは、今でも私、浄化槽の料金体系はおかしいと思っているんですよ。それを検討する余地はないんですか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾建設都市部長。

○建設都市部長（松尾正春君）

浄化槽については、人槽によって金額を決めておりますので、それぞれの排水量に対してというのが、細かく言うと、浄化槽は50人槽とか100人槽ありますけれども、それぞれ使用料金が変わってきます。それに対して、各戸で何立米とかわかった場合に、計算をしなければいけないようになりますので、毎月というか、計算が複雑な関係ですので、今の方法としては、各戸それぞれの、アパート、50人槽、10人槽ありますけれども、それで各世帯に割り振っていただきたいと思っておりますけれども、今のところ、そういう浄化槽については各世帯の排水量に対しての料金を設定するというのは、まだ考えておりません。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

今、部長のほうから説明をいただいた内容ですと、これは先ほど申し上げたように、一般的な公共下水道、浄化槽ですね。先ほど申し上げたように、お年寄り1人で10人槽を、建てたときは10人槽で、今現在は1人しか住んでいないと、もしくは独居老人世帯で2人しか住んでいない。これは10人槽分払っているわけですよ。これが一軒家の場合で、排水が、例えば、こちらの公共ますの排水のほうなんかは、人数よりも上水道の比率で云々という計算の方法もあるわけでしょう。現条例でね。その辺考えたら、7人、8人の3世代家族と今言った独居老人と同じこと自体が私は異常だと思うんですよ。公共下水道の料金についても、同じことが上水道でも言えるわけですよ、これ。この話だとね。

そこをぜひ、これは執行部含めて検討していただきたいというふうに思いますけど、その考えが今ないということですので、これは私、常に申し上げておきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

答弁は要りませんか。

○12番（壇 康夫君）続

副市長がもう手挙げていただいています。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者。

○市長職務代理者（高野道生君）

ただいま壇議員の御指摘のとおり、公平性という観点から見ますと、おっしゃるとおりだと思っております。

各戸に個別のメーターを設置する方向で、やはり考えていかなきゃいけない問題とは思っておりますので、これから検討してまいります。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。木下上下水道課長。

○上下水道課長（木下康彦君）

今、壇議員の御質問に、ちょっと若干補足したいと思います。

水道事業において、集合住宅で施工主から申し込みをいただいた際に、基本的には今、部長が申しあげましたように、各戸にメーターをつけて各世帯で使用量を確認したいということをお願いするんですが、施工主の方が施工するときの工事の費用として、やはり各戸にメーターをつけると加入金という分が発生しますので、工事もそれなりに、ちょっと費用がかかってきますので、全体的なメーターを、親メーターと言っておりますけど、共用栓をつけて、その後の分については施工主、管理者の方が各世帯に料金を請求されるという形をお願いしておるところでございます。

基本的、私たちの考えとしては、各戸にメーターをつけていただければ水量の確認ができますので、それをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

高野市長職務代理者。

○市長職務代理者（高野道生君）

所管は、そう申しあげたんですけれども、そういうメーターを設置していただく方向で今後指導してまいります。検討してまいりますということを行っているわけです。

今、課長は、現状を申しあげておるわけでございまして、今後はそういう方向でやっていきますということを申し添えます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、産業建設常任委員会に付託することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第20 議案第39号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第39号 財産の取得について、提案理由の説明を求めます。北嶋消防長、お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。議案第39号 財産の取得について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、みやま市消防署、みやま市消防署南部出張所及びみやま市消防団山川南部第1分団の消防車両更新のため、消防車両3台を購入するもので、その予定価格が20,000千円以上となりますことから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

購入に際しましては、消防本部におきまして消防ポンプ自動車の各仕様書策定を行い、指名競争入札を行ったところでございます。

その結果、消防ポンプ自動車3台の取得価格は95,904千円、契約の相手は株式会社倉重ポンプ商会でございます。

なお、消防車両購入に係る財源といたしまして、緊急消防援助隊設備整備費補助金、緊急防災・減災事業債及び過疎対策事業債を活用するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第21 議案第40号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第40号 平成27年度みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について、提案理由の説明を求めます。木下上下水道課長、お願いします。

○上下水道課長（木下康彦君）（登壇）

それでは、議案第40号 みやま市水道事業会計決算剰余金の処分について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度みやま市水道事業会計決算書の9ページをごらんください。

平成27年度みやま市水道事業会計決算剰余金については、利益剰余金115,018,329円のうち当年度純利益分58,816,721円を減債積立金に、減債積立金を取り崩し償還金に充てた分56,201,608円を資本金組み入れ金に予定しております。

減債積立金については、次年度以降の企業債償還金の補填財源に充てるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、産業建設常任委員会に付託することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

日程第22 議案第41号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第41号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第41号 平成28年度みやま市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ662,966千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19,233,634千円といたしております。

まず、予算書4ページでございます。

第2表 債務負担行為の補正でございます。筑後東部第2期土地改良区が県営かんがい排水事業の借入金の借りかえを行うことにつきまして、平成38年度までの間、本市の受益面積に応じまして負担割合により助成いたしますものでございます。そのための限度額を定めております。

次に5ページ、第3表 地方債補正でございます。公共土木施設災害復旧事業の追加を行っております。6月の梅雨前線豪雨によりまして市道の災害復旧に係る借り入れを行うものでございます。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

予算書8ページからでございます。

14款. 国庫支出金、1項3目. 災害復旧費国庫負担金9,666千円は、梅雨前線豪雨によります道路5カ所の災害復旧によるものでございます。

また、9ページ、14款2項2目. 民生費国庫補助金6,976千円を追加いたしておりますが、保育所の業務効率化を推進いたしますために、保育対策総合支援事業費補助金、また母子家庭の自立を促進いたしますための就労支援に係るものを追加いたしております。

次に、14款2項4目. 土木費国庫補助金でございます。市民が行います木造住宅の耐震改

修に係ります地域住宅支援総合交付金を計上いたしております。

続きまして10ページ、15款． 県支出金でございます。15款 2 項 4 目． 農林水産業費県補助金でございます。園芸作物を対象といたしましたビニールハウス、また機械導入に対して助成いたします活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金18,284千円、また女性農業者の起業等を支援いたします女性農業者の活躍促進事業補助金1,409千円を計上いたしております。また、 8 目． 災害復旧費県補助金でございますが、 6 月の梅雨前線豪雨によります水路、また農道の災害復旧によるものでございます。

続きまして、11ページでございます。

16款 1 項 2 目． 利子及び配当金でございます。基金の一部を超長期の国債で運用いたしておりますが、財政調整基金の運用収益によります利子107,748千円を追加いたしております。本年 6 月、英国のEU離脱決定を機に為替相場で急激な円高が進みましたことなどから、日本国債の価値が急上昇いたしました。額面100円の国債が105円を超えましたために、保有いたしておりました国債20億円を売却いたしましたものでございます。

続きまして12ページ、19款． 繰越金でございますが、一般財源の額を調整し計上いたしております。

また、13ページ、21款． 市債でございます。災害復旧債を追加いたしております。

続きまして、歳出予算につきまして御説明申し上げます。

予算書14ページからでございます。

2 款 1 項 6 目． 企画費でございます。仮称でございますが、総合市民センターの基本計画作成のための経費を追加いたしております。前年度、瀬高公民館の老朽化に伴いまして、総合的な市民センターのあり方について検討をいただいております総合市民センターあり方検討委員会によります提言に基づきまして、施設の基本方針、計画地、規模、機能等をまとめました基本計画を策定する予定でございます。20名の検討委員会の報償費及びコンサルの委託料を計上いたしております。

続きまして、 9 目． 基金費でございます。財政調整基金の前年度剰余金処分に係ります積み立て380,000千円及び、先ほど申し上げました運用収益分の積み立て107,748千円の合計を追加いたしております。

また、 2 款 2 項 1 目． 税務総務費でございます。固定資産評価業務等委託料8,500千円を追加いたしております。平成30年度の固定資産税評価がえに向けまして、航空写真の撮影で

ありますとか、国土調査の成果による評価のためのシステム改修に係るものでございます。

続きまして、予算書16ページでございます。

3款. 民生費、1項1目. 社会福祉総務費の介護保険事業特別会計繰出金でございますが、特別会計と調整した額を計上いたしております。

次に、3款2項1目. 児童福祉総務費でございます。放課後児童クラブ2カ所に事務用のパソコンを購入する経費を追加いたしております。

また、2目. 児童措置費は、国の補助金を活用いたしまして、保育園の業務の効率化に取り組みます保育対策総合支援事業費補助金を追加いたしております。保育業務支援システムの導入、また事故防止のためのビデオカメラの設置の支援を行うものでございます。

次の母子自立支援給付金でございますが、職業訓練のための給付金でございます。

続きまして、予算書18ページ、4款. 衛生費、2項2目. 塵芥処理費でございます。バイオマスセンターの整備に当たりまして、生ごみの分別処理導入のための経費を計上いたしております。2カ年で行政区などで説明会を実施いたします計画で、分別用バケツ7,500世帯分の購入費のほか、説明会の資料の印刷製本費を追加いたしております。

また、4目. 埋立処分費でございます。最終処分場のかさ上げ工事及び第2期建設計画に対しまして、地元の地域振興のための補助金を計上いたしております。

次に19ページ、6款. 農林水産業費について御説明申し上げます。

6款. 農林水産業費、1項3目. 農業振興費は、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金を計上いたしております。ナスやアスパラガスのビニールハウスの整備、またミカンのシートマルチなど7つの生産者組合等に対し助成するものでございます。次の女性農業者の活躍促進事業補助金でございます。イチゴやスモモの加工品の製造に取り組みます2件の女性農業者等の機械設備等の導入を支援するものでございます。

また、5目. 農地費の水利施設管理費でございます。老朽化いたしました水門の2カ所の修繕料、また市内水路に特定外来生物のブラジルチドメグサの繁茂が見られますために、これを除去いたしますための機械借上料などを追加いたしております。

続きまして、予算書20ページでございます。

7款. 商工費、1項2目. 商工業振興費は、企業誘致対策費の地質調査業務委託料8,000千円を追加いたしております。交通の利便性が高い、みやま柳川インターチェンジ周辺におきまして、企業団地の造成に向けました地質調査を行うものでございます。5ヘクタール規

模の造成を目指すことといたしております。

また、8款2項2目、道路維持費30,000千円ございます。市道舗装の経年劣化により傷みが激しい箇所につきまして、通行の安全を確保する観点から、補修工事を追加するものでございます。

次に、予算書22ページ、8款5項1目、住宅管理費でございます。木造住宅耐震改修補助金を計上いたしておりますが、耐震基準を満たしていない既存の民間住宅の耐震改修工事につきまして、1戸当たり600千円を限度に助成するものでございます。今回、4戸分を追加いたしております。

また、23ページ、10款、教育費でございます。

10款1項2目、事務局費は、本郷小学校の閉校記念事業実行委員会補助金を計上いたしております。平成29年4月、本郷小学校が下庄小学校への編入によりまして休校となることにつきまして、地元によって閉校記念事業が行われる予定でございます。実行委員会への助成金500千円を追加いたしております。

次に予算書24ページ、10款4項2目、公民館費でございます。瀬高公民館の老朽化によります修繕工事費を追加いたしております。当面、施設の利用を継続いたしますために、安全管理の必要性から緊急に必要となる工事費でございます。

次に11款、災害復旧費は、6月の梅雨前線豪雨によります災害復旧費でございます。

11款1項1目、農業用施設災害復旧費は、農業用水路や農道ののり面崩壊などの復旧工事につきまして、補助分5カ所12,000千円、また単独分は機械借上料2,000千円を追加いたしております。

次に26ページ、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費でございます。市道ののり面崩落等に伴います工事費、補助分5カ所14,500千円、また単独分5カ所を追加いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

日程第23 議案第42号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第42号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。引き続き、坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第42号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成28年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ56,839千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,761,761千円といたしております。前年度の精算によります国、県及び支払基金への返還金を中心に計上いたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は、歳出予算の負担内容に応じまして、1款. 介護保険料、4款. 支払基金交付金、5款. 県支出金、7款. 一般会計繰入金及び8款. 繰越金を追加いたしております。

歳出予算でございます。11ページでございます。

1款3項2目. 認定調査等費につきましては、介護認定調査環境の複雑化等により、処理に不測の時間を要するようになっております。認定調査の民間事業者委託を追加いたしますことで、認定審査におくれを来さないようにするものでございます。

次に、7款1項2目. 償還金、国県支出金等返還金を追加いたしております。介護給付費負担金など前年度の事業の実績に応じて返還するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

なお、次の本会議は9月5日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午前11時20分 散会